

令和元年度

市川市勤労福祉センター運営委員会

開催日時 令和元年8月27日(火)

午後3時00分～

場 所 市川市勤労福祉センター

4階 第3、4会議室

市川市勤労福祉センター

目

次

1. 勤労福祉センター運営委員会名簿	P 1
2. 勤労福祉センター事務分掌	P 2
3. 勤労福祉センターの概要	P 3
4. 平成30年度勤労福祉センター部屋別利用状況	P 4
5. 過去5年間の利用状況	P 6
6. 令和元年度勤労福祉センター費当初予算額	P 7
7. 勤労福祉センター本館改修工事	P 8
8. 南八幡こども館資料	P 9
9. いきいきセンター資料	P17

<参考資料>

1. 市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例	P23
2. 市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則	P28
3. 市川市使用料条例	P36

1. 勤労福祉センター運営委員会委員名簿

令和元年度

令和元年8月1日現在

選出区分		役職	氏名	任期
議会 推薦	市議会議員	委員	アサノ 浅野 さち	令和元年5月17日 ～ 令和3年6月23日
		委員	サジキ トモキ 佐直 友樹	令和元年5月17日 ～ 令和3年6月23日
学 識 経 験 者	商業	委員	ナグモ マコト 南雲 誠	平成30年5月1日 ～ 令和2年4月30日
	商業	委員	クロダ カズヒロ 黒田 和宏	平成30年5月1日 ～ 令和2年4月30日
	民生	委員	マツカガ ヨシアキ 松永 義昭	令和元年5月1日 ～ 令和2年4月30日
	民生	委員	オノウエ エツコ 尾上 悦子	平成30年5月1日 ～ 令和2年4月30日
	連合	委員	ニシカワ ケイスケ 西川 佳祐	令和元年7月1日 ～ 令和2年4月30日

2. 勤労福祉センター事務分掌

経済部産業振興課（雇用労政グループ）

- （1）雇用及び労政に関すること
- （2）勤労福祉センターに関すること

勤労福祉センター

- （1）センター及びその分館の庶務に関すること
- （2）センター及びその分館の運営に関すること
- （3）センター及びその分館の使用許可に関すること
- （4）勤労青少年の健全な育成指導に関すること
- （5）勤労福祉センター運営委員会に関すること
- （6）勤労者、老人、女性及び児童の福祉増進と文化教養の向上に関すること
- （7）センター及びその分館の維持管理に関すること

○正規職員	4人
○再任用職員	1人
○非常勤職員	1人
○シルバー人材センター（委託）	14人（本館7人、分館7人）

3. 勤 労 福 祉 セ ン タ ー の 概 要

区分	本館	南八幡体育館	分館
(1) 開設	昭和57年5月(築37年)	昭和58年5月(築36年)	昭和44年6月(築50年)
(2)所在地	市川市南八幡2-20-1		市川市南八幡5-20-3
(3)敷地面積	3,231.0 m ²		1,818.0 m ²
(4)構造	鉄筋コンクリート4階建	鉄骨造平屋建	鉄筋コンクリート3階建
(5)床面積	2,862.71 m ² 1階 老人ホーム こども館 2階 勤労青少年ホーム 3階 勤労ホーム 4階 女性ホーム 塔屋	489.20 m ²	1,167.45 m ² 1階 老人ホーム 2階 勤労ホーム 3階 勤労ホーム
(6)開館時間 及び (使用料)	9:00~17:00 老人ホーム こども館 (無料) 9:00~21:00 勤労青少年ホーム (無料) 勤労ホーム (有料) 女性ホーム (有料)	9:00~21:00 (有料)	9:00~17:00 老人ホーム (無料) 9:00~21:00 勤労ホーム (有料)
(7)休館日	月曜日、祝日(祝日が月曜日にあたる場合、火曜日)及び年末年始		

- (1) 老人ホーム 市内在住の60歳以上の方の憩いの場。
(2) こども館 市内在住の18歳未満の広場。
(3) 勤労青少年ホーム 市内在住又は、在勤の15歳以上35歳未満の勤労青少年の教養講座、サークル活動を行う場。
(4) 勤労ホーム 市内在住又は、在勤者の会議、集会、サークル活動の場。
(5) 女性ホーム 市内在住又は、在勤の女性の会議、集会、サークル活動の場。
(6) 南八幡体育館 市内在住又は、在勤者のスポーツ活動等をする施設。

4-1. 平成30年度 勤労福祉センター一部屋別利用状況

(本館)

3月末現在

部屋区分	件数			時間			人員			使用料			稼働率		
	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料
女性ホーム (4F)															
第1研修室	583	564	19	0	1,651	1,592	59	0	3,861	3,623	238	0	248,860	7,290	0
第2研修室	373	310	63	0	1,462	1,012	450	0	4,304	3,285	1,019	0	407,401	92,091	0
第3会議室	426	347	79	0	1,539	1,006	533	0	5,199	3,648	1,551	0	287,328	77,508	0
第4会議室	406	334	72	0	1,397	880	517	0	5,344	3,836	1,508	0	476,744	155,414	0
小計	1,788	1,555	233	0	6,049	4,490	1,559	0	18,708	14,392	4,316	0	1,420,333	332,303	0
勤労ホーム (3F)															
大会議室	356	169	187	0	1,787	769	1,018	0	29,196	8,462	20,734	0	3,257,830	1,488,580	0
第2会議室	403	231	172	0	1,594	852	742	0	11,885	5,789	6,096	0	939,685	351,425	0
和室	408	358	50	0	1,455	1,211	244	0	3,650	2,840	810	0	277,584	30,344	0
会議・調理室	534	454	80	0	1,824	1,511	313	0	5,583	4,448	1,135	0	509,180	56,500	0
小計	1,701	1,212	489	0	6,660	4,343	2,317	0	50,314	21,539	28,775	0	4,984,279	1,926,849	0
勤労青少年ホーム (2F)															
体育室	778	771	7	0	1,726	1,703	23	0	9,794	9,544	250	0	1,614,424	18,554	0
茶室	171	156	15	0	548	487	61	0	1,860	1,613	247	0	115,560	7,440	0
講習室	200	185	15	0	756	695	61	0	2,175	1,907	268	0	177,941	6,941	0
第1会議室	300	226	74	0	1,201	903	298	0	6,102	4,501	1,601	0	459,885	81,865	0
調理室	49	23	26	0	259	86	173	0	898	373	525	0	93,185	53,125	0
集会室	409	259	150	0	1,407	863	544	0	5,054	2,818	2,236	0	408,100	116,040	0
小計	1,907	1,620	287	0	5,897	4,737	1,160	0	25,883	20,756	5,127	0	2,869,095	283,965	0
南八幡体育館	1,007	907	9	91	2,277	2,015	32	230	15,658	13,559	560	1,539	6,449,220	70,210	588,800
老人ホーム									5,786			5,786			
こども館									17,272			17,272			
合計	6,403	5,294	1,018	91	20,883	15,585	5,068	230	133,621	70,246	38,778	24,597	15,722,927	2,613,327	588,800

開館日数

291日

平成30年度 勤労福祉センター一部屋別利用状況 (その2)

(分館)

3月末現在

部屋区分	件数			時間			人員			使用料			稼働率			
	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	
大会議室	594	38	0	1,475	146	0	11,456	2,297	0	1,725,046	147,476	0	1,577,570	147,476	0	42.2%
第1会議室	480	20	0	1,415	64	0	5,804	513	0	406,383	12,633	0	393,750	12,633	0	40.5%
第2会議室	693	13	0	1,518	43	0	6,051	215	0	606,674	13,044	0	593,630	13,044	0	43.5%
第3会議室	733	4	0	2,041	13	0	4,176	27	0	287,780	1,410	0	286,370	1,410	0	58.4%
第4会議室	823	13	0	2,170	25	0	4,565	104	0	340,210	2,250	0	337,960	2,250	0	62.1%
第1和室	526	22	0	1,403	66	0	4,857	340	0	280,250	8,910	0	271,340	8,910	0	40.2%
第2和室	510	11	0	1,890	48	0	2,503	90	0	185,208	3,578	0	181,630	3,578	0	54.1%
小計	4,359	121	0	11,912	405	0	39,412	3,586	0	3,831,551	189,301	0	3,642,250	189,301	0	48.7%
老人ホーム							10,029		10,029							
合計	4,359	121	0	11,912	405	0	49,441	3,586	10,029	3,831,551	189,301	0	3,642,250	189,301	0	48.7%

開館日数 291日

(合計)

3月末現在

部屋区分	件数			時間			人員			使用料			稼働率			
	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	
本館	6,403	1,018	91	20,883	5,068	230	133,621	38,778	24,597	15,722,927	2,613,327	588,800	12,520,800	2,613,327	588,800	39.9%
分館	4,359	121	0	11,912	405	0	49,441	3,586	10,029	3,831,551	189,301	0	3,642,250	189,301	0	48.7%
合計	10,762	1,139	91	32,795	5,473	230	183,062	42,364	34,626	19,554,478	2,802,628	588,800	16,163,050	2,802,628	588,800	42.7%

開館日数 291日

5. 過去5年間の利用状況

(本館)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
件 数	8,028	8,084	7,400	6,940	6,403
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
利用人員	167,014	180,918	163,624	145,411	133,622
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
使用料	7,552,020	10,030,670	12,723,840	13,032,620	12,520,800

(分館)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
件 数	4,296	4,206	4,141	4,242	4,359
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
利用人員	52,522	52,861	53,739	52,499	49,441
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
使用料	1,702,240	2,271,370	3,584,275	3,765,930	3,642,250

(総計)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
件 数	12,324	12,290	11,541	11,182	10,762
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
利用人員	219,536	233,779	217,363	197,910	183,063
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
使用料	9,254,260	12,302,040	16,308,115	16,798,550	16,163,050

6. 令和元年度 勤労福祉センター費 当初予算額一覧表

単位:千円 <内訳>

項目 年度/増減 予算科目	合 計		対前年度		施設維持管理(経常)		事務費(経常)		運営委員会(経常)		改修工事(政策)	
	30	元	増減額	増減率	30	元	30	元	30	元	30	元
1 報酬	128	64	▲ 64	▲ 50.0	0	0	0	0	128	64	0	0
20 委員報酬	128	64	▲ 64	▲ 50.0					128	64		
11 需用費	19,895	19,229	▲ 666	▲ 3.3	19,824	19,158	71	71	0	0	0	0
10 消耗品費	532	545	13	2.4	461	474	71	71				
25 燃料費	3	3	0	0.0	3	3						
35 光熱水費	15,356	14,677	▲ 679	▲ 4.4	15,356	14,677						
50 施設修繕料	4,000	4,000	0	0.0	4,000	4,000						
60 医薬材料費	4	4	0	0.0	4	4						
12 役務費	336	296	▲ 40	▲ 11.9	258	229	78	67	0	0	0	0
10 通信運搬費	243	214	▲ 29	▲ 11.9	243	214						
30 手数料	93	82	▲ 11	▲ 11.8	15	15	78	67				
13 委託料	33,694	37,111	3,417	10.1	33,694	37,111	0	0	0	0	0	0
10 委託料	33,694	37,111	3,417	10.1	33,694	37,111						
14 使用料及び賃借料	2,621	2,621	0	0.0	2,621	2,621	0	0	0	0	0	0
10 使用料	2,346	2,346	0	0.0	2,346	2,346						
30 賃借料	275	275	0	0.0	275	275						
15 工事請負費	63,000	120,000	57,000	90.5	0	0	0	0	0	0	63,000	120,000
40 改修工事費	63,000	120,000	57,000	90.5							63,000	120,000
合 計	119,674	179,321	59,647	49.8	56,397	59,119	149	138	128	64	63,000	120,000

7. 勤労福祉センター本館改修工事

1 令和元年度予算 120,000,000円

2 事業内容

(1) 外壁等改修工事（本館）

ア 経年劣化に伴い、外壁・屋上・煙突の改修工事を行う。

イ 工事予定期間 令和元年10月～2月

令和元年度

南八幡こども館資料



こども政策部 子育て支援課

1. こども館概要

こども館は、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

【開館時間】 午前9時～午後5時

【休館日】 月曜日・祝祭日・日曜日及び月曜日が祝日になる場合の火曜日、年末年始（12/28～1/4）

2. こども館で大切にしていること・・・「子どもの権利条約」

条約では「こどもにとっていちばんいいことは何かを考えなければならない」とされている。そしてこどもの権利は大きく4つのグループに分けられこれを守るよう定めている。

- ① 生きる権利
 - ・防げる病気などで命を奪われないこと
 - ・病気やけがをしたら治療を受けられることなど
- ② 育つ権利
 - ・教育を受け、休んだり遊んだりできること
 - ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど
- ③ 守られる権利
 - ・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
 - ・障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど
- ④ 参加する権利
 - ・自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど

（日本ユニセフ協会 HP より）

3. こども館の機能と役割

（1）遊びによる子どもの育成

○こどもが遊びを通して心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助している。

○こどもが自ら遊びをつくりだしたり、あそびを選択したりすることを大切にしている。

（2）子どもの居場所の提供

○こどもが安全に安心して過ごせる居場所となる為の、環境づくりに努めるとともに、こどもの自発的な活動を尊重している。

○中・高校生世代の利用を促進する環境づくりを行う。

（3）子どもが意見を述べる場の提供

○こども館ではこどもの意見が尊重されるよう努めている。

○こどもの話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることが出来るように援助している。

（4）配慮を必要とするこどもへの対応

○障がいの有無にかかわらず、子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮している。（例えば実行委員活動や集団あそびではこども同士のぶつかり合いが生じた場合、お互いの意見を聞くことを大切にし、時には異年齢の児童がその気持ちを代弁し周りの子どもたちが理解できるようにしている。）

○家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもや、不適切な療育等や虐待が疑われる場合、子どもに福祉的な課題がある場合には関係機関と連携し支援を行っている。

○障がいのある子どもの利用に当たっては、職員研修を実施し、視覚支援等ユニバーサルデザインによる環境設定をおこない、配慮に努めている。

(5) 保護者の子育て支援の実施

○乳幼児を対象とした活動を実施し、こども館が切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、子どもと保護者が自由に交流できる場を提供し、子育ての交流を促進している。

○保護者が気軽に相談できるよう、子育て支援活動を実施する中で信頼関係を築く。

○乳幼児と中・高校生世代とのふれあい交流体験を推進している。

(6) 学校・地域との連携

○地域住民や関係機関と協力し合い、地域で子育てを支え合う環境づくりをおこなっている。

(ふれ合い交流事業へ主任児童員さんから協力支援を頂く等)

○小・中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアや職場体験、施設実習を受け入れている。

4. 平成30年度利用人数

(南八幡こども館は10月～12月末まで勤労福祉センター冷暖房補修工事の為閉館)

※市内こども館全14館 全館利用者数 合計 324,337人

(1) 月別利用人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
開館日数	25	23	26	25	26	24	0	0	0	22	23	26	220	
利用人数	未就学児	663	603	811	964	679	766	0	0	0	627	645	668	6426
	小1～3	354	143	252	412	508	407	0	0	0	141	153	335	2705
	小4～6	305	134	184	186	317	221	0	0	0	67	131	228	1773
	中学生	132	58	118	197	154	33	0	0	0	7	51	104	854
	高校生	23	11	2	14	24	0	0	0	0	0	0	2	76
	その他	0	2	1	7	3	1	0	0	0	3	5	9	31
	保護者	565	515	674	808	585	652	0	0	0	524	526	558	5407
	計	2042	1466	2042	2588	2270	2080	0	0	0	1369	1511	1904	17272

(2) 曜日別利用人数

	平日	土曜日	日曜日
午前	5,689	1,140	1,293
午後	6,441	1,272	1,437
計	12,130	2,412	2,730
構成比	70%	14%	16%

(3) 利用状況

児童合計 (0～18歳)	11,834人
未就学児割合	54.3%
小学生割合	37.8%
中高生割合	7.9%

5. 子育て相談

児童や保護者などから、来館や電話等で子どもの発育、生活習慣、人間関係、進路などに関する相談を受けた。

そのうち、生活習慣の食事や睡眠に関するものが多かった。

相談の中で「子育て不安から心身ともに疲れを感じる」等の方には、ファミリーサポートセンターを紹介した。

またこども館での様子から虐待の心配のある方のケースについて、子育て支援課相談班や保健センターへ繋ぎ、その後の対応を図れるように連携をとった。

「なんでもきくよバッジ」

平成 18 年度、当時いじめが社会問題となっており、こども館でもいじめは許さないという雰囲気を作り、悩んでいる子が相談しやすい環境を作れるよう、「ストップいじめ」を検討した。

その対策の中の 1 つに「なんでもきくよバッジ」がある。

1. バッジについて

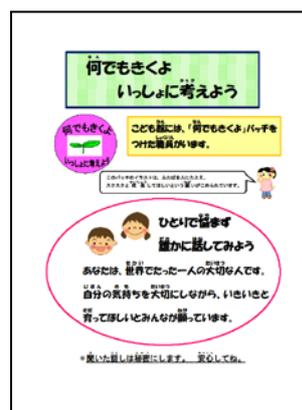
①子どもや大人が子どもの権利について理解が深められるよう啓発を行う。

児童福祉週間に合わせ「こどもの権利条約」について掲示

②職員が「何でもきくよバッジ」をつけることで、相談しやすい雰囲気をつくり、困ったことや言いたいことを気軽に話しが出来るようにする

③子どもに寄り添い、信頼に応えることで子ども自身が自信を取り戻し、問題解決の糸口になるようにする。

2. 具体例 職員がバッジをつけると同時にポスター掲示



① バッジにはふたばを人にたとえすくすくと成長してほしいという願いをこめた。

② ポスターにはこども館には「なんでもきくよ」バッジをつけた職員がいます。

「ひとりで悩まずに誰かに話してみよう」

「あなたは、世界でたった一人の大切な人です。

自分の気持ちを大切にしながら、いきいきと育ててほしいとみんなが願っています。」と記載した。

6. 主な事業実績 (30年度)

	こども実行委員：こども祭り								
日時	平成30年7月25日、8月1日、8日、15日、22日、23日 (AM) 午前10時30分～12時								
実施回数	7回 (当日含む)								
実行委員	低学年14人、高学年4人、夏ボラ高校生7人が参加								
活動状況	低学年：のべ70人、高学年：のべ20人、高校生：のべ11人 計101人								
こども祭り	平成30年8月23日 (木) 午後2時～4時								
こども祭り参加者	就学前	低学年	高学年	中学生	高校生	保護者	合計		
	31人	29人	22人	0	7人	31人	120人		
ねらい	子どもの意見が尊重され、子ども自身が社会参画できる環境づくりを進める。彼らの体験を重視し、想像力を生かして異年齢の子どもたちと一緒に自由に遊ぶ中で、豊かな育ち、コミュニケーション能力や社会性を身につける。								
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校向けチラシ等で実行委員の参加者を募り、スタッフ会議を6回開く中で、話し合いや準備を進めた。 ・子どもたちの意見から当日は「お化け屋敷」「輪投げ」「的あて」の3つのブースを設けた。 ・当日を迎えるまでには、自分の意見が通らず子ども同士ぶつかり合う場面もあったが、みんなで繰り返し話し合いながら少しずつ進めて行った。そんな場面では、高学年児童が仲立ちになって話を聞き、高校生ボランティアが気持ちの代弁をしてくれながら、お互いの気持ちを理解することに繋がった。異年齢で活動する中で良い体験になった。 								
									
	「実行委員会議」				「ブースづくり」				

	ミニミニミュージアム 「ハンズオン」(自由に触れて遊べる体験型展示)の展示						
日時	平成31年1月25日(金)、26日(土) 10:00~12:00、13:00~16:30						
実施回数	2回 (基幹館巡回型遊びの展示)						
参加者	就学前	低学年	高学年	中学生	高校生	保護者	合計
	98	14	12	0	0	83	207
ねらい	遊びの経験が少ない子どもたちに、受け身ではなく五感を使った体験型遊びの機会をより多く提供し、自ら考え行う遊びを経験することで様々なアイデアが浮かび遊びや人々の関わりへの意欲に繋がっていくことを目的とする。						
内容	木の球プール、ころころコリント、サイバーホイール、ドールハウス、ラキューコロコロコースター、木の大工セット、ひつつきむし等約40種類の遊びや玩具の提供。						
	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>「サイバーホイール」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>「木の球プール」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>「マグフォーマー」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>「ひつつき虫」</p> </div> </div>						

ふれあい交流事業				
日時	市川南高校：10月12日（金）午前10時45分～11時35分 11月16日（金）午前11時45分～12時35分 高谷中：10月24日（水）26日（金）31日（水）11月2日（金）7日（水） 午前9時30分～11時30分			
市川南高校 実施回数	2回（高校3年生 家庭科保育コース選択クラス2クラス） 0歳児対象			
参加者	就学前	保護者	高校生	合計
	11	10	29	50
高谷中 実施回数	5回（中学3年生5クラス） 乳幼児対象			
参加者	就学前	保護者	中学生	合計
	126	114	156	396
ねらい	<p>中高校生は他者に対する関心や共感能力を高め、乳幼児に対する愛着感情を持つ。また出産や育児に触れることで、親の気持ちや家庭の役割等を理解し生命の大切さを感じ、将来子育てに関わった時の貴重な予備体験となる。</p> <p>保護者は出産や育児体験について語り、年長児童の新鮮な反応に触れることでわが子への思いを再認識する。</p> <p>乳幼児にとっては、家族以外の人とふれあい、普段とは異なる変化に富んだ体験や遊びが、乳幼児の発達を促し他者への興味関心を生む。</p>			
内容	<p>ふれあい遊び・生徒による大型絵本読み語り・母親からの育児体験談等。高校生は抱っこ紐による抱っこやミニ育児体験。</p> <p>アンケート</p> <p>中学生：「外で泣いている小さな子が初めはうるさいと思っていたが、今では可愛いと思えるようになった。お母さんってすごい。」</p> <p>保護者：「生徒が話を熱心に聞いてくれて嬉しかった。子育ての初めの頃を思い出して新鮮な気持ちになりました」などが寄せられた。</p>			
				
	高校生と乳児		出産についての話を聞く	

7. 主な事業等の実施状況

行事名	実施回数	参加人数（人）						
		合計	就学前	小学生 (1～3)	小学生 (4～6)	中学生	高校生	保護者
楽しく絵本！はじめの一步	46	703	373					330
1.2の3でおはよー	49	815	433					382
あつまれ赤ちゃん	9	360	178					180
あつまれ1歳	9	211	108					103
あつまれ2歳	9	262	146					116
いろいろ工作	25	166	0	138	22	0		
卓球開放	191	2830	0	749	786	1169	59	67
夏休み体験ボランティア	7	19	0	0	0	0	19	0

8. こども館のユニバーサルデザイン

職員間で障がいの特性を理解する為の研修を実施。「発達支援になるユニバーサルデザインはすべての人にわかりやすい」ことを共通理解した。困った行動には理由があることを知り、主な事例を検討する。

- ① 切り替えができない
- ② 終わりの意味が分からない
- ③ 集中すると気持ちが入れ替わらない
- ④ 次にやることのイメージがわからない
- ⑤ 一緒にいる人の都合がわからない

以上の事例に基づく要因からできる支援を考え、環境を整えつつある。

たとえば目で見えて理解できる視覚支援として・・・



時計の数字にマーク（目印）を付けて、「リンゴになったら家に帰る時間」などと次に何をするのかわかりやすく伝える。



靴や足の絵を貼って、靴を脱ぐ場所を知らせる

上記のような環境設定をおこない、多くの人が過ごし易い環境の中、安心することで自立と自信、または自己肯定感を持てるよう支援をしていく。

令和元年度

いきいきセンター資料

(勤労福祉センター本館内老人ホーム・分館内老人ホーム)

勤労福祉センター本館内老人ホーム及び分館内老人ホームは、福祉部の老人福祉センター及び各老人いこいの家と同様に、地域の高齢者に対して健康保持、教養の向上、レクリエーションによる仲間づくりやいきがいつくりの場を提供するための施設です。

なお、平成22年度から、老人福祉センター・老人いこいの家・老人ホームの愛称が「いきいきセンター」になりました。

- ・勤労福祉センター本館内老人ホーム ……(愛称)いきいきセンター本館
- ・勤労福祉センター分館内老人ホーム ……(愛称)いきいきセンター分館

1. 事業内容

(ア)健康相談(1回)

看護師により血圧測定、健康による相談を行っています。

(イ)教養講座

高齢者の教養の向上及びいきがいつくりのために各種の教養講座を実施しています。

(ウ)いきいき健康教室

介護予防を目的とし、高齢者の方を対象に、転倒予防体操、筋力トレーニング・ダンス・健康相談など健康づくりのための教室を実施しています。

2. 利用資格

市川市に住所を有する満60歳以上の方。ただし、次の方は除きます。

(ア)介護を必要とする方(ただし、介護者同伴の人は可)

(イ)伝染性疾患のある方。

3. 開所時間

午前9時から午後5時まで

入浴は週3回(午後1時30分から午後3時30分)

※分館の風呂については、平成30年12月に風呂用給湯器が故障して以降、運営を休止している。

4. 休所日

月曜日、祝日及び年末年始(12月28日から1月4日)

5. 利用状況

		利用者数(人)			開館日数 (日)	月平均 (人)	日平均 (人)
		男	女	計			
本館老人ホーム	平成30年度	2,362	3,424	5,786	226	482.2	25.6
	平成29年度	3,378	4,435	7,813	291	651.1	26.8
分館老人ホーム	平成30年度	4,803	5,226	10,029	281	835.8	35.7
	平成29年度	4,581	4,938	9,519	291	793.3	32.7

※本館は館内空調設備工事により、平成30年10月～同年12月末まで運営休止だったため、利用人数が減となっている。

6. 教養講座実施状況

(ア) 本館老人ホーム

	年度	ハーモニカ	社交ダンス	合計
回数 (回)	平成30年度	6	5	11
	平成29年度	18	18	36
人数 (人)	平成30年度	123	56	179
	平成29年度	198	74	272
1回平均 (人/回)	平成30年度	20.5	11.2	16.3
	平成29年度	11.0	4.1	7.6

(イ) 分館老人ホーム

	年度	叙情歌	民謡	シニアヨガ	合計
回数 (回)	平成30年度	15	/	/	0
	平成29年度	/	18	18	36
人数 (人)	平成30年度	318	/	/	0
	平成29年度	/	116	136	252
1回平均 (人/回)	平成30年度	21.2			
	平成29年度		6.4	7.6	7.0

市主催の教養講座以外にも、利用者の方の自主的なグループ活動が多種多様に行われています。

7. 健康相談実施状況

	年度	受診者数 (人)	回数 (回)	1回平均 (人)
本館老人ホーム	平成30年度	81	9	9.0
	平成29年度	124	12	10.3
分館老人ホーム	平成30年度	111	12	9.3
	平成29年度	103	12	8.6

8. いきいき健康教室実施状況(平成30年度実績)

本館老人ホーム(1階)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	1		2	0	0	0	2	2	1	14
参加者数	62	60	54	25		53	0	0	0	48	41	23	366

本館会議室(4階)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	2		2	2	0	2	2	2	2	20
参加者数	61	58	61	39		52	41	0	48	41	47	48	496

分館会議室

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	1		2	2	2	2	2	1	3	21
参加者数	83	69	84	33		70	65	84	73	75	40	108	784

※いきいき健康教室実施会場数 104会場

※8月はなし

9. 浴場利用者数

		利用者数(人)	稼動日数(日)	一日平均(人)
本館老人ホーム	平成30年度	1,580	118	13.4
	平成29年度	1,883	148	12.7

		利用者数(人)	稼動日数(日)	一日平均(人)
分館老人ホーム	平成30年度	1,071	98	10.9
	平成29年度	1,169	136	8.6

参 考 资 料

改正

昭和58年3月31日条例第9号

平成6年9月28日条例第24号

平成12年3月22日条例第22号

平成13年3月28日条例第1号

平成17年9月22日条例第38号

平成18年3月24日条例第22号

平成19年12月20日条例第44号

平成23年3月28日条例第4号

市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、勤労者、老人、女性及び児童の福祉の増進と文化教養の向上を図るため、勤労福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

一部改正〔平成12年条例22号〕

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市勤労福祉センター

位置 市川市南八幡2丁目20番1号

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 勤労者の教養及び文化の向上に関すること。
- (2) 勤労青少年の教養の向上及び生活相談並びにいこいの場の提供に関すること。
- (3) 老人の心身の健康保持、教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (4) 女性の教養の向上及び生活相談並びにいこいの場の提供に関すること。
- (5) 児童の健全な遊び及び健康増進の指導に関すること、児童の生活相談に関すること、子育てを支援するものと児童との交流を図ることその他児童の健全な育成に関すること。
- (6) 市民の体位の向上及びレクリエーションに関すること。
- (7) その他集会等の施設の使用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

一部改正〔昭和58年条例9号・平成12年22号・17年38号〕

(施設及び使用資格者)

第4条 前条の事業を行うためセンターに次の各号に掲げる施設を置き、その使用資格者は、当該各号に定めるところによる。

(1) 勤労ホーム

本市に住所又は事業所等を有する勤労者その他市長が適当と認めた者

(2) 勤労青少年ホーム

本市に住所又は事業所等を有する15才以上35才未満の勤労青少年その他市長が適当と認めた者

(3) 老人ホーム

本市に住所を有する60才以上の者その他市長が適当と認めた者

(4) 女性ホーム

本市に住所又は事業所等を有する女性その他市長が適当と認めた者

(5) こども館

本市に住所を有する18才未満の者及びその保護者並びにこれらの者で構成される団体その他市長が適当と認めたもの

(6) 体育館

本市に住所又は事業所等を有する者その他市長が適当と認めた者

2 前項第5号に掲げる施設の名称は、市川市南八幡こども館とし、同項第6号に掲げる施設の名称は、南八幡体育館とする。

一部改正〔昭和58年条例9号・平成6年24号・12年22号・17年38号・18年22号〕

(分館の設置等)

第5条 センターに分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市勤労福祉センター分館

位置 市川市南八幡5丁目20番3号

2 分館は、第3条に定めるセンターの事業のうち、同条第1号、第3号、第7号及び第8号の事業を行うものとする。

3 前項の事業を行うために分館に勤労ホーム及び老人ホームを置き、その使用資格者は、それぞれ前条第1項第1号及び第3号に定めるところによる。

一部改正〔昭和58年条例9号〕

(使用の許可等)

第6条 センター（こども館を除く。次項、次条、第10条及び第11条第1項において同じ。）又は分館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) センター又は分館を使用しようとする者がその事業に係る目的に適合しない目的でセンター又は分館を使用しようとするとき。

(2) センター又は分館を使用しようとする者が第4条第1項各号（第5号を除く。）に規定する者に該当しないとき。

(3) センター又は分館を使用しようとする者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(4) センター又は分館を使用しようとする者がセンター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第11条第1項第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

(6) その他センター又は分館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

3 こども館を使用しようとするものは、規則で定める名簿に住所、氏名その他規則で定める事項を記入しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、こども館を使用させないことができる。

- (1) こども館を使用しようとするものがその事業に係る目的に適合しない目的でこども館を使用しようとするとき。
- (2) こども館を使用しようとするものが第4条第1項第5号に規定するものに該当しないとき。
- (3) こども館を使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) こども館を使用しようとするものがこども館の建物又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (5) その他こども館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

一部改正〔平成12年条例22号・17年38号・18年22号・19年44号〕

(使用料)

第7条 センター又は分館を使用する者は、別に定める使用料を納めなければならない。ただし、勤労青少年、老人及び児童が使用する場合は無料とする。

一部改正〔平成18年条例22号〕

(開館時間)

第8条 センター又は分館の開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

- (1) センターの老人ホーム及びこども館並びに分館の老人ホーム 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号に掲げる施設以外の施設 午前9時から午後9時まで

追加〔平成18年条例22号〕

(休館日)

第9条 センター又は分館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）
- (3) 1月2日から同月4日まで
- (4) 12月28日から同月31日まで

追加〔平成18年条例22号〕

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、センター又は分館を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成18年条例22号〕

(使用の停止等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター又は分館の使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者がセンター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団の利益になるとき。

(7) その他センター又は分館の管理運営上支障があるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、こども館の使用を停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) こども館の利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) こども館の利用者がこども館の建物又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) こども館の利用者が使用の目的に違反したとき。

(4) こども館の利用者が使用の際に指示された事項に違反したとき。

(5) こども館の利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(6) その他こども館の管理運営上支障があるとき。

全部改正〔平成17年条例38号〕、一部改正〔平成18年条例22号・19年44号〕

(入館の禁止等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター又は分館を利用するものに対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) センター又は分館を利用するものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センター又は分館を利用するものがセンター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他センター又は分館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

追加〔平成18年条例22号〕

(意見聴取)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、第6条第2項第5号又は第11条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

追加〔平成19年条例44号〕

(損害賠償)

第14条 センター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせた者は、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成12年条例22号・17年38号・18年22号・19年44号〕

(運営委員会)

第15条 センター及び分館の運営について、市長の諮問に応ずる機関として、市川市勤労福祉センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正〔平成18年条例22号・19年44号〕

(委員)

第16条 委員会は、非常勤の委員7名をもって組織し、次の各号により市長が委嘱する。

(1) 議会の推せんした議員 2名

(2) 学識経験者 5名

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成13年条例1号・18年22号・19年44号〕

(委員長及び副委員長)

第17条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

一部改正〔平成12年条例22号・18年22号・19年44号〕

(報酬及び費用弁償)

第18条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成18年条例22号・19年44号・23年4号〕

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成12年条例22号・18年22号・19年44号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

(市川市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 市川市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和44年条例第27号)は廃止する。

附 則(昭和58年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則(平成6年9月28日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第1号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成17年9月22日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月15日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月20日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

改正

昭和58年4月27日規則第29号
昭和61年3月31日規則第7号
平成4年4月1日規則第20号
平成6年10月31日規則第55号
平成11年12月28日規則第78号
平成12年3月31日規則第70号
平成14年3月29日規則第25号
平成17年11月14日規則第70号
平成18年3月31日規則第40号
平成19年11月2日規則第48号
平成19年12月20日規則第53号
平成20年3月31日規則第18号
平成23年3月31日規則第15号
平成23年12月28日規則第46号
平成26年3月17日規則第6号
平成27年3月31日規則第20号
平成28年3月31日規則第43号

市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成18年規則40号〕

(申請等)

第2条 市川市勤労福祉センター(以下「センター」という。)又は市川市勤労福祉センター分館(以下「分館」という。)を使用しようとする者は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 勤労ホーム、勤労青少年ホーム(次号に該当する場合を除く。)、女性ホーム又は南八幡体育館

勤労福祉センター・分館使用許可申請書(第1号様式)

(2) 勤労青少年ホーム(当該施設の事業として使用する場合)

勤労青少年ホーム登録申請書(第2号様式)

(3) 老人ホーム

老人ホーム使用許可申請書(第3号様式)

2 前項第1号の申請書の提出期間は、同号に規定する施設を使用しようとする日の属する月の3月前(市川市使用料条例(平成11年条例第39号)第1条の2第3号に規定する市民等以外の者(次条第7項において「市民等以外の者」という。)にあっては、その日の属する月の2月前)の初日(その日が使用日に係る同条第4項に規定する予約受付期間に含まれるときは、当該期間の末

日の翌日) から使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第6条第3項に規定する規則で定める名簿は、市川市南八幡こども館使用者名簿(第4号様式)とする。

4 条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 使用者の区分

(2) 使用の目的

5 前項の規定にかかわらず、団体に係る条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 団体名

(2) 団体の代表者の氏名

(3) 団体の所在地

(4) 使用者の区分

(5) 使用の目的

(6) 使用する者の氏名、住所及び区分

一部改正〔昭和58年規則29号・平成6年55号・12年70号・17年70号・18年40号・19年48号・53号・23年46号・27年20号〕

(使用者登録を受けた者に係る使用許可の申請の予約等)

第2条の2 前条第1項第1号に掲げる施設を使用しようとする者は、住所、氏名その他当該施設の使用に関し必要な事項について市長の登録(以下「使用者登録」という。)を受けることができる。

2 使用者登録を受けようとする者は、市川市勤労福祉センター・分館使用者登録申請書(第4号様式の2)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を審査の上、使用者登録をすることが適当であると認めるときは、当該申請をした者の使用者登録をするものとする。この場合において、市長は、当該申請をした者に対し、市川市公共施設使用者登録書(第4号様式の3)を交付するものとする。

4 使用者登録を受けた者(市川市使用料条例第1条の2第2号に規定する市民等に限る。)は、市長がセンター又は分館の使用に供する月ごとにそれぞれ定める予約受付期間内に、インターネット又は市の施設に設置される情報端末を利用して、使用許可の申請の予約をすることができる。

5 市長は、前項の規定により予約をした者の数が使用に供すべきセンター又は分館の施設の数を超えるときは、抽選により使用許可の予定者(以下「使用予定者」という。)を決定するものとする。

6 市長は、第4項の規定により予約をした者の数が使用に供すべきセンター又は分館の施設の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定するものとする。

7 使用者登録を受けた者は、第4項に規定する予約受付期間の経過後に(市民等以外の者にあつては、当該予約受付期間の満了する日の属する月の翌月の初日から)、インターネット又は市の施設に設置される情報端末を利用して、使用予定者が決定されていない日時に係る予約を随時行うことができる。この場合において、市長は、当該予約をした者を使用予定者として決定するものとする。

8 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、使用予定者は、使用予定者として決定された日か

らセンター又は分館の施設を使用しようとする日までの間に、第3項の登録書に記載されている登録番号並びに住所及び氏名を申し出て、市長に使用許可の申請をしなければならない。この場合において、市長は、同条第1項第1号の申請書の提出を省略させることができる。

追加〔平成23年規則46号〕、一部改正〔平成27年規則20号〕

(登録書の有効期間等)

第2条の3 前条第3項の登録書の有効期間は、同項の規定により登録書の交付を受けた日からその日の属する年度の末日（当該登録書の交付を受けた日が1月1日から3月31日までの間であるときは、当該交付を受けた日の属する年度の翌年度の末日）までとする。

2 前条第3項の規定により登録書の交付を受けた者は、身分を証する書類その他市長が必要と認める書類を提示して、当該登録書の有効期限の3月前から当該有効期限までの間に、使用者登録の更新を受けることができる。

3 市長は、前条第3項の登録書の交付を受けた者が条例又はこの規則に違反したときその他使用者登録を継続することが適当でないと認めるときは、利用者登録を取り消すことができる。

追加〔平成23年規則46号〕

(許可書等の交付)

第3条 市長は、第2条第1項又は第2条の2第8項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に対し、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める書類を交付するものとする。

(1) 勤労ホーム、勤労青少年ホーム（次号に該当する場合を除く。）、女性ホーム又は南八幡体育館 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれに定める許可書

ア 第2条第1項の規定による申請 勤労福祉センター・分館使用許可書（第5号様式）

イ 第2条の2第8項の規定による申請 勤労福祉センター・分館使用許可書（第5号様式の2）

(2) 勤労青少年ホーム（当該施設の事業として使用する場合） 勤労青少年ホーム登録証（第6号様式）

(3) 老人ホーム 老人ホーム使用証（第7号様式）

全部改正〔平成23年規則46号〕

(使用の取消し)

第4条 前条の規定により施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、施設の使用の取消しをしようとするときは、施設を使用する日の前日までに市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成12年規則70号〕、一部改正〔平成18年規則40号〕

(使用許可書等の提示)

第5条 施設（市川市南八幡こども館を除く。）を使用する者は、第3条の規定により交付された書類を職員に提示しなければならない。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・17年70号・18年40号〕

(保護者の同伴)

第6条 市川市南八幡こども館を使用しようとする者で小学校就学の始期に達するまでのものは、保護者が同伴するものとする。

追加〔平成6年規則55号〕、一部改正〔平成12年規則70号・17年70号・18年40号〕

(使用料の納入)

第7条 使用者は、センター又は分館を使用する際に使用料を納入しなければならない。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・18年40号〕

(使用料の減免の申請等)

第8条 市川市使用料条例第4条の規定による使用料の減額を受けようとするものは、第2条第1項又は第2条の2第8項の規定による申請をする際に、市川市勤労福祉センター・分館使用料減額申請書(第8号様式)に減額を受けるべき事由があることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市川市使用料条例第4条の規定による使用料の免除を受けようとするものは、第2条第1項又は第2条の2第8項の規定による申請をする際に、市川市勤労福祉センター・分館使用料免除申請書(第9号様式)に免除を受けるべき事由があることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市川市勤労福祉センター・分館使用料減免可否決定通知書(第10号様式)により当該申請をしたものに通知するものとする。

追加〔平成28年規則43号〕

(原状回復)

第9条 使用者は、施設の使用を終わったとき、又は使用を中止したとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは遅滞なくその使用に係る施設を原状に回復してその旨を職員に届け出てその検査を受けなければならない。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・18年40号・28年43号〕

(運営委員会)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・18年40号・28年43号〕

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、経済部においてこれを処理する。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・18年40号・20年18号・23年15号・28年43号〕

(職員)

第12条 センターに所長を置く。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・14年25号・18年40号・28年43号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年5月1日から施行する。

(市川市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 市川市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和44年規則第8号)は廃止する。

附 則(昭和58年4月27日規則第29号)

この規則は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に調製された帳票類で、その用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存する期間については、従前の例により使用することができる。

附 則 (平成4年4月1日規則第20号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月31日規則第55号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 (前略) 附則第3項の規定による改正前の市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則により調整された申請書その他の書類(児童館に係るものを除く。)で、その用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存している期間については、従前の例により使用することができる。

附 則 (平成11年12月28日規則第78号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第70号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、平成12年4月1日以後に使用許可の申請のあったものから適用し、同日前に使用許可の申請のあったものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行日前に調製された帳票類で、その用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存する期間については、従前の例により使用することができる。

附 則 (平成14年3月29日規則第25号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月14日規則第70号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月15日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則による改正前の市川市こども館の設置及び管理に関する条例施行規則、市川市中央こども館の管理に関する規則、市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則による様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則 (平成18年3月31日規則第40号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月2日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成19年12月20日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日規則第46号抄）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条の次に2条を加える改正規定（第4条の2第1項から第3項までに係る部分に限る。）、第2条中市川市市民談話室の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の次に3条を加える改正規定（第4条第1項から第3項までに係る部分に限る。）、第4条中市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の改正規定（同条第1項から第3項までに係る部分に限る。）及び第6条中市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条の次に2条を加える改正規定（第2条の2第1項から第3項までに係る部分に限る。） 平成24年1月1日

附 則（平成26年3月17日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成27年3月31日規則第20号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第10条 第9条の規定による改正後の市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新勤労福祉センター規則」という。）第2条第1項及び第2項並びに第2条の2第8

項の規定は、適用日以後の新勤労福祉センター規則第2条第1項各号に掲げる施設（第3項において「新適用施設」という。）の使用に係る施行日以後に行う許可の申請について適用し、適用日前の第9条の規定による改正前の市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項第1号又は新勤労福祉センター規則第2条第1項第1号に掲げる施設（第3項において「旧適用施設」という。）の使用に係る許可の申請については、なお従前の例による。

2 新勤労福祉センター規則第2条の2第2項の規定は、施行日以後に行う使用者登録の申請について適用し、施行日前に行った使用者登録の申請については、なお従前の例による。

3 新勤労福祉センター規則第2条の2第4項及び第7項の規定は、適用日以後の新適用施設の使用に係る施行日以後に行う許可の申請の予約について適用し、適用日前の旧適用施設の使用に係る許可の申請の予約については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に存する第9条の規定による改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

全部改正〔平成11年規則78号〕、一部改正〔平成12年規則70号・19年53号・26年6号・27年20号〕

第2号様式

全部改正〔平成12年規則70号〕

第3号様式

全部改正〔平成12年規則70号〕

第4号様式（その1）（第4条関係）

全部改正〔平成19年規則48号〕

第4号様式（その2）（第4条関係）

全部改正〔平成19年規則48号〕

第4号様式の2（第2条の2関係）

追加〔平成23年規則46号〕、一部改正〔平成27年規則20号〕

第4号様式の3（第2条の2関係）

追加〔平成23年規則46号〕

第5号様式

全部改正〔平成11年規則78号〕、一部改正〔平成12年規則70号・17年70号・19年53号・26年6号・27年20号〕

第5号様式の2（第3条関係）

追加〔平成23年規則46号〕、一部改正〔平成26年規則6号・27年20号〕

第6号様式

一部改正〔平成4年規則20号・6年55号・17年70号〕

第7号様式

一部改正〔平成4年規則20号・6年55号・17年70号〕

第8号様式（第8条関係）

追加〔平成28年規則43号〕

第9号様式（第8条関係）

追加〔平成28年規則43号〕

第10号様式（第8条関係）

追加〔平成28年規則43号〕

改正

平成13年12月27日条例第32号
平成15年3月26日条例第19号
平成15年6月25日条例第44号
平成15年9月22日条例第46号
平成16年3月19日条例第17号
平成16年6月23日条例第33号
平成16年12月20日条例第50号
平成17年3月30日条例第4号
平成17年6月27日条例第23号
平成18年3月24日条例第8号
平成19年3月22日条例第2号
平成19年3月22日条例第9号
平成19年6月27日条例第27号
平成20年3月28日条例第7号
平成20年9月29日条例第29号
平成21年9月24日条例第25号
平成22年1月28日条例第3号
平成22年3月26日条例第9号
平成22年9月17日条例第28号
平成23年3月28日条例第17号
平成25年3月29日条例第23号
平成25年9月18日条例第35号
平成25年12月19日条例第44号
平成26年3月20日条例第6号
平成26年9月30日条例第27号
平成28年3月16日条例第4号
平成28年9月20日条例第33号
平成29年3月16日条例第9号
平成29年9月26日条例第24号
平成30年9月27日条例第41号

市川市使用料条例

市川市使用料条例（昭和39年条例第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき徴収する使用料に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費税等加算率 1に次に掲げる率を加算した率をいう。
 - ア 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する率
 - イ アに掲げる率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する率を乗じて得た率
- (2) 市民等 公の施設を使用するもので、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、営利を目的とする事業を行うものを除く。
 - ア 本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者
 - イ その構成する者の半数以上がアに掲げる者である団体（法人を除く。）
 - ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (3) 市民等以外の者 公の施設を使用するもので、市民等以外のものをいう。

追加〔平成26年条例27号〕

（公の施設の使用に係る使用料）

第2条 次の各号に掲げる公の施設を使用するものは、当該公の施設の使用の時間等に応じ、当該各号に定める別表の規定により算出した額に消費税等加算率を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 公民館 別表第1
 - (2) 勤労福祉センター 別表第2
 - (3) 斎場 別表第3
 - (4) 霊園 別表第4
 - (5) 都市公園 別表第5
 - (6) 市民体育館 別表第6
 - (7) 少年自然の家 別表第7
 - (8) 市民プール 別表第8
 - (9) 南行徳市民談話室 別表第9
 - (10) 男女共同参画センター 別表第10
 - (11) 文学ミュージアム 別表第11
 - (12) 削除
 - (13) 東山魁夷記念館 別表第13
 - (14) 地域ふれあい館 別表第14
 - (15) アイ・リンクセンター 別表第15
 - (16) アイ・リンクタウン展望施設 別表第16
- 2 前項各号に定める別表に1時間当たりの額が定められている公の施設を使用する場合において、当該公の施設の使用の許可の時間に30分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、当該公の施設の1時間当たりの額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 第1項各号に定める別表に1時間当たりの額が定められている公の施設を使用する場合において、当該公の施設の使用の許可の面積に2分の1単位又は4分の1単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、次の各号に掲げる単位の区分に応じ、当該公の施設の1時間当たりの額（当該公の施設を30分単位で使用する場合にあっては、前項に規定する30分単位当たりの額）に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 2分の1単位 100分の50

(2) 4分の1単位 100分の25

4 第1項の規定にかかわらず、斎場を使用する者は火葬料に限り別表第3の規定により、霊園を使用する者は一般墓地使用料及び合葬式墓地使用料に限り別表第4の規定により算出した額を使用料として納付しなければならない。この場合において、一般墓地使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 次の各号に掲げる自動車駐車場を使用するものは、当該各号に定める別表の規定により算出した額を使用料として納付しなければならない。

(1) 生涯学習センター自動車駐車場 別表第17

(2) 大洲防災公園自動車駐車場 別表第18

(3) 東山魁夷記念館自動車駐車場 別表第19

(4) 広尾防災公園自動車駐車場 別表第20

一部改正〔平成15年条例19号・44号・16年17号・33号・50号・17年23号・18年8号・19年9号・20年29号・21年25号・22年3号・25年23号・44号・26年27号・28年33号・29年24号〕

(行政財産の目的外使用許可に係る使用料)

第3条 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可（以下「目的外使用許可」という。）を受けたものは、次の各号に掲げる行政財産の区分に応じ、当該各号に定める額を月額の使用料として納付しなければならない。

(1) 土地 市長が評価した当該土地の価格に1,000分の3を乗じて得た額

(2) 建物（次号に規定する場合を除く。） 次に掲げる額を合計した額に消費税等加算率を乗じて得た額

ア 市長が評価した当該建物の価格に1,000分の5を乗じて得た額

イ 当該建物の敷地に相当する面積の土地について、前号の規定により算出した額

(3) 建物（その一部を使用する場合に限る。） 前号ア及びイの規定により算出した額の合計額に当該建物の延べ面積に対する当該建物において使用する面積の割合を乗じて得た額に、消費税等加算率を乗じて得た額

2 前項第1号の規定にかかわらず、土地について目的外使用許可（当該土地を使用する期間が1月に満たない場合に限る。）を受けたものが支払うべき月額の使用料は、市長が評価した当該土地の価格に1,000分の3を乗じて得た額に消費税等加算率を乗じて得た額とする。

3 前2項の使用料について、その使用の開始の日又は終了の日が月の中途であるときは、当該月の使用料は、日割りにより計算する。

4 前3項の場合において、使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 前各項の規定にかかわらず、市川市道路占用料条例（昭和48年条例第13号）別表占用物件の欄に掲げるものを設けるために目的外使用許可を受けたものは、同条例の例により算出した使用料を納付しなければならない。

一部改正〔平成19年条例2号・25年44号・26年27号〕

(減免)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納の使用料の返還)

第5条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限

りでない。

(額の見直し)

第6条 使用料(この条例に規定する使用料以外の使用料を含む。)の額は、事務を提供する体制の状況、事務の執行及び施設の維持管理等に要する費用の状況、社会経済の情勢等を勘案し、おおむね3年ごとに見直すものとする。

(経過措置)

第7条 消費税法及び地方税法の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

追加〔平成26年条例27号〕

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成26年条例27号〕

(過料)

第9条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

一部改正〔平成26年条例27号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の規定は、同年4月1日から施行する。

(公の施設の使用に係る使用料に関する経過措置)

2 改正後の第2条及び別表の規定は、平成12年4月1日以後の公の施設の使用に係る使用料であって、同年1月1日(以下「施行日」という。)以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同年4月1日以前の公の施設の使用に係る使用料及び施行日前に使用の許可の申請があった公の施設に係る使用料については、なお従前の例による。

(目的外使用許可に係る使用料に関する経過措置)

3 改正後の第3条の規定は、平成12年4月1日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 平成12年3月31日に市川市道路占用料条例別表占用物件の欄に掲げるものについて目的外使用許可を受けていたものに係る平成12年度以後の各年度分の使用料の額の合計額については、市川市道路占用料条例の一部を改正する条例(平成11年条例第43号)附則第3項の規定を準用する。

(過料に関する経過措置)

5 平成12年4月1日前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年12月27日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1行徳公民館使用料の表の規定は、平成14年4月1日以後の行徳公民館の使用

に係る使用料について適用し、同日前の行徳公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年 3 月26日 条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。
（市外に居住する者に係る霊堂使用料の特例）
- 2 市川市霊園の設置及び管理に関する条例（平成15年 条例第15号）附則第 3 項の規定により同条例第43条第 1 項の規定による許可を受けた者とみなされた者（改正後の別表第 5 霊堂使用料の表に規定する市外に居住する者に限る。）が平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日までの間に同条例第50条第 2 項の規定により遺骨の収蔵期間を更新しようとする場合における同表の規定の適用については、同表中「8,100円」とあるのは「5,400円」とする。

附 則（平成15年 6 月25日 条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条に 1 項を加える改正規定及び別表第14の次に 1 表を加える改正規定は、同年10月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第 4、別表第 5、別表第 7 及び別表第 8 の規定は、平成15年 9 月 1 日以後に公の施設の使用の許可の申請をするものに係る使用料について適用し、同日前に公の施設の使用の許可の申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 2 条第 4 項及び別表第15の規定は、平成15年10月 1 日以後に生涯学習センターの自動車駐車場を使用するものに係る使用料について適用する。

附 則（平成15年 9 月22日 条例第46号）

この条例は、平成15年10月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月19日 条例第17号）

この条例は、平成16年 4 月11日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 6 月23日 条例第33号）

この条例は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年12月20日 条例第50号）

この条例は、平成17年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月30日 条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第13の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第 2 施設使用料の表備考 3 の規定は、平成17年 4 月 1 日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 6 月27日 条例第23号）

この条例は、平成17年 8 月 5 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定、別表第18を別表第19とし、別表第17を別表第18とし、別表第16の次に1表を加える改正規定及び別表第19の次に1表を加える改正規定 市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第25号）の施行の日

(2) 別表第1行徳公民館使用料の表の改正規定（同表に第4研修室の項及び第5研修室の項を加える部分に限る。） 平成18年3月1日

附 則（平成18年3月24日条例第8号）

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第7に動物園年間入園料の表を加える改正規定及び別表第17に年間観覧料の表を加える改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成19年5月規則第33号で、同19年6月1日から施行）

（経過措置）

2 改正後の別表第4の規定は、平成19年4月1日以後に斎場の使用の許可の申請をする者に係る使用料について適用し、同日前に当該許可の申請をした者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月27日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第10宿泊施設使用料の表の規定は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）以後に同年10月1日以後の宿泊施設の使用に係る許可の申請をするものに係る使用料について適用し、同日前に宿泊施設を使用するものに係る使用料及び施行日前に宿泊施設の使用に係る許可の申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日条例第29号）

この条例は、市川市アイ・リンクセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第28号）の施行の日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第25号）

この条例は、平成21年10月10日から施行する。

附 則（平成22年1月28日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第9号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月17日条例第28号）

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第17号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同月15日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条第1項第14号の改正規定及び別表第14の改正規定 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第20号）の施行の日（平成25年7月規則第41号で、同25年7月20日から施行）

（2）第2条第1項第2号、第9号及び第15号の改正規定、別表第2の改正規定、別表第9の改正規定並びに別表第15の改正規定並びに次項の規定 平成26年4月1日

（経過措置）

2 平成26年4月1日前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月18日条例第35号）

この条例は、平成25年11月5日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第44号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

2 この条例（第2条、第9条、第11条及び第13条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月20日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項を削る改正規定及び第3条第2項を削る改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は同年7月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（市川市使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の市川市使用料条例別表第4の規定は、平成26年7月1日以後の斎場の使用に係る式場使用料であって、同日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前の斎場の使用に係る式場使用料及び同日前に使用の許可の申請があった斎場の使用に係る式場使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日条例第27号抄）

改正

平成28年3月16日条例第4号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中市川市使用料条例第1条の次に1条を加える改正規定（第1条の2第2号及び第3号に係る部分を除く。）、同条例第2条第1項の改正規定（「100分の108」を「消費税等加算率」に改める部分に限る。）、同条例第3条の改正規定及び同条例第8条を同条例第9条とし、同条例第7条を同条例第8条とし、同条例第6条の次に1条を加える改正規定並びに附則第5項から第7項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市使用料条例（以下「新使用料条例」という。）第2条及び別表の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後の公の施設の使用に係る使用料であって、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、適用日前の公の施設の使用に係る使用料及び施行日前に使用の許可の申請があった公の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(適用日から平成28年9月30日までの間の使用料の特例)

- 4 適用日から平成28年9月30日までの間に新使用料条例第2条第1項第1号から第3号まで、第9号、第10号及び第14号から第16号までに掲げる公の施設並びに市川市急病診療・ふれあいセンター集会室を使用するものに係る使用料の額は、新使用料条例別表第1、別表第2（勤労福祉センター施設使用料の表及び勤労福祉センター分館施設使用料の表に限る。）、別表第3（火葬料の表に限る。）、別表第9、別表第10、別表第14、別表第15及び別表第16（交流ラウンジ使用料の表に限る。）並びに新急病診療・ふれあいセンター条例第15条第1項の表の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第9までにそれぞれ規定する使用料の額とする。

(新たな使用料についての周知)

- 5 市は、この条例の施行に当たっては、その改正内容を十分に周知するものとする。

(使用料の改定による増収分の使途)

- 6 この条例の施行により生じる公の施設の使用料の増収分は、全て公の施設の維持管理等に要する費用の財源に充てるものとする。

(検討)

- 7 市は、今後、公の施設等の管理に関する総合的な計画の策定が見込まれることを踏まえ、当該計画の内容と整合する公の施設の使用料の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年3月16日条例第4号）

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年9月20日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第11施設使用料の表の次に1表を加える改正規定及び附則第4項の規定 平成28年10月1日

(2) 別表第1市川公民館使用料の表第3会議室の項の次に1項を加える改正規定及び次項の規

定 平成28年12月24日

(3) 第2条第1項第9号及び別表第9の改正規定並びに別表第11附属設備使用料の表グリーンスタジオ35ミリスライド映写設備の項及びグリーンスタジオビデオプロジェクター設備の項を削る改正規定並びに附則第3項及び第6項の規定 平成29年4月1日

(市川公民館の使用に係る使用料に関する経過措置)

2 改正後の別表第1市川公民館使用料の表の規定は、平成29年4月1日以後の市川公民館の使用に係る使用料であって、平成28年12月24日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、平成29年4月1日以前の市川公民館の使用に係る使用料及び平成28年12月24日以前に使用の許可の申請があった市川公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(市民談話室の使用に係る使用料に関する経過措置)

3 改正後の別表第9の規定は、平成29年4月1日以後の南行徳市民談話室の使用に係る使用料について適用し、同日前の市民談話室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文学ミュージアムの使用に係る使用料に関する経過措置)

4 改正後の別表第11企画展示室使用料の表の規定は、平成29年4月1日以後の企画展示室の使用に係る使用料であって、平成28年10月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用する。

5 改正後の別表第11グリーンスタジオ等使用料の表及び文学研修室等使用料の表の規定は、平成29年4月1日以後の文学ミュージアム（企画展示室を除く。以下同じ。）の使用に係る使用料であって、同年1月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同年4月1日以前の文学ミュージアムの使用に係る使用料及び同年1月1日以前に使用の許可の申請があった文学ミュージアムの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

6 平成29年4月1日前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月16日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。ただし、別表第5国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料の表の次に1表を加える改正規定は、同年7月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第5国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料の表備考の規定は、平成29年7月30日以後のテニスコートの利用に係る使用料であって、同年6月1日以後に利用の許可の申請があったものについて適用する。

附 則（平成29年9月26日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第12号の改正規定及び別表第12の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成30年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条（第1項第12号を除く。）、別表第1（鬼高公民館使用料の表及び曾谷公民館使用料の表に限る。）、別表第6（施設使用料（貸切りの場合）の表に限る。）、別表第9、別表第10、別表第15及び別表第16の規定は、平成30年4月1日以後の公の施設の使用に係る使用料

であって、平成29年10月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、平成30年4月1日以前の公の施設の使用に係る使用料及び平成29年10月1日以前に使用の許可の申請があった公の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 平成30年3月26日前にした行為（中国分スポーツ広場を使用したものに係る行為に限る。）に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月27日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の市川市使用料条例別表第1、別表第2（勤労福祉センター施設使用料の表及び勤労福祉センター分館施設使用料の表に限る。）、別表第5（国府台公園野球場使用料の表、国府台公園陸上競技場使用料の表、国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料の表及び北市川運動公園集会室使用料の表に限る。）、別表第6（施設使用料（貸切りでない場合）の表を除く。）、別表第9、別表第10、別表第11（企画展示室使用料の表及び文学研修室等使用料の表に限る。）、別表第14、別表第15及び別表第16（交流ラウンジ使用料の表に限る。）、第2条の規定による改正後の市川市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1（会議室等の表に限る。）、第3条の規定による改正後の市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例別表（大会議室の表に限る。）、第4条の規定による改正後の市川市八幡市民会館の設置及び管理に関する条例別表（ホール附属設備使用料の表を除く。）並びに第5条の規定による改正後の市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第15条第1項の表の規定は、平成31年4月1日以後の公の施設の使用に係る使用料であって、平成30年10月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、平成31年4月1日以前の公の施設の使用に係る使用料及び平成30年10月1日以前に使用の許可の申請があった公の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第2 勤労福祉センター使用料

勤労福祉センター施設使用料

区分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第1会議室	200円	620円
第2会議室	340円	1,050円
第3会議室	100円	300円
第4会議室	200円	630円
大会議室	780円	3,410円
会議・調理室	140円	440円
第1研修室	80円	270円
第2研修室	140円	420円
和室	100円	310円
茶室	100円	330円
集会室	160円	490円
講習室	100円	300円
調理室	220円	680円
体育室	580円	1,750円
体育館	1,280円	5,120円

勤労福祉センター備品使用料

放送装置	1時間当たりの額	
	1式につき	
		100円
金びょうぶ	1日当たりの額	
	1双につき	
		1,000円

勤労福祉センター分館施設使用料

区分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第1会議室	160円	500円
第2会議室	240円	750円
第3会議室	80円	250円
第4会議室	80円	250円
大会議室	520円	3,260円
第1和室	120円	360円
第2和室	60円	180円

勤労福祉センター分館備品使用料

放送装置	1時間当たりの額	
	1式につき	
		100円

全部改正〔平成26年条例27号〕、一部改正〔平成30年条例41号〕

勤労福祉センター施設使用料

区分	1時間当たりの額		
	市民等		市民等以外の者
	～H31.3.31 (改正前)	H31.4.1～ (改正後)	H27.10.1～
第1会議室	310円	200円	620円
第2会議室	520円	340円	1,050円
第3会議室	150円	100円	300円
第4会議室	310円	200円	630円
大会議室	1,560円	780円	3,410円
会議・調理室	220円	140円	440円
第1研修室	130円	80円	270円
第2研修室	210円	140円	420円
和室	150円	100円	310円
茶室	160円	100円	330円
集会室	240円	160円	490円
講習室	150円	100円	300円
調理室	340円	220円	680円
体育室	870円	580円	1,750円
体育館	2,560円	1,280円	5,120円

勤労福祉センター備品使用料【変更なし】

放送装置	1時間当たりの額	
	1式につき	100円
金びょうぶ	1日当たりの額	
	1双につき	1,000円

勤労福祉センター分館施設使用料

区分	1時間当たりの額		
	市民等		市民等以外の者
	～H31.3.31 (改正前)	H31.4.1～ (改正後)	H27.10.1～
第1会議室	250円	160円	500円
第2会議室	370円	240円	750円
第3会議室	120円	80円	250円
第4会議室	120円	80円	250円
大会議室	1,050円	520円	3,260円
第1和室	180円	120円	360円
第2和室	90円	60円	180円

勤労福祉センター分館備品使用料【変更なし】

放送装置	1時間当たりの額	
	1式につき	100円

※なお請求額は、各表の使用料に使用時間と消費税率を乗じ10円未満の端数を切り捨てます。